

名古屋高等教育研究 編集規程

2001年1月1日
2004年6月8日改定
2005年12月2日改定
2006年6月22日改定
2013年7月12日改定
2019年9月9日改定
2021年3月5日改定
編集委員会

名古屋大学高等教育研究センター（以下「センター」という）は、『名古屋高等教育研究』を編集・刊行するために以下の規程を定める。

1. 名 称：『名古屋高等教育研究』とする
2. 英語名称：Nagoya Journal of Higher Education とする
3. 刊行期日：年1回、3月末日に刊行する
4. 編集委員会：編集委員会をセンター内に組織する
5. 編集委員長：センターの専任教授をもって充てる
6. 編集委員：センター外の学識者に、編集委員長より委嘱する
7. 事務局：編集委員会事務局をセンター内におく
8. 筆頭著者：次のいずれかの条件を満たす者とする
 - ① センターに在籍したことのある教員、研究員、ならびに客員教員
 - ② 名古屋大学に当該年度に在籍する教職員および大学院生
 - ③ その他、編集委員会が認めた者〔第13条を参照のこと〕
9. 投稿数の上限：同一号に筆頭著者（もしくは責任著者）として投稿できる論文等の数の上限は、前条1項については2報まで、それ以外は1報までとする
（ただし編集委員会からの依頼がある場合は、この限りではない）
10. 構成：以下の4カテゴリーを設ける
ただし全てのカテゴリーについて掲載論文があることを必須としない。なお、論文は未発表のものに限る。
 - ① 特集：高等教育の特定テーマに関する編集委員会からの依頼による寄稿論文
 - ② 研究論稿：高等教育に関する研究論文

- ③ 特別寄稿：高等教育に関するテーマで編集委員会からの依頼による寄稿論文
- ④ 研究資料：内外の高等教育に関する資料
- 11. 言語：原則として、日本語および英語とする
- 12. 査読等：研究論稿については査読を、その他のカテゴリーにあつては閲読を行う
 - (1) 研究論稿については、その査読結果に基づき、編集委員長が投稿者に修正を依頼することができる。その場合、投稿者は査読結果を反映した修正論文および修正箇所と修正内容を明示したメモ（表など）を作成し、これらを事務局に再提出する。修正した論文の最終的な採否は編集委員長が決定する。編集委員長は、査読の結果を踏まえて、別カテゴリーにて採録することを提案することができる。
 - (2) 特集論文および特別寄稿については、閲読結果に基づき、編集委員長が投稿者に修正を依頼することができる。
 - (3) 研究資料については、閲読結果に基づき、編集委員長が投稿者に修正を依頼することができる。その場合、投稿者は修正論文および修正箇所と修正内容を明示したメモ（表など）を作成し、これらを事務局に再提出する。修正した論文の最終的な採否は編集委員長が決定する。
- 13. 原稿締切：10月31日必着
ただし第8条3項により投稿しようとする者は、投稿予定の論文の概要を10月1日までに編集委員会に申し出、10月15日までに投稿可否の通達を受けるものとする。
- 14. 執筆要領：別に定める
- 15. 配布先：別に定める
- 16. その他：その他必要な事項は、編集委員会がこれを定める

以上

編集委員会事務局
住所 464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学高等教育研究センター
『名古屋高等教育研究』編集事務局
電話 052-789-5696 ファックス 052-789-5695